

よくあるご質問

応募について	
外国人研究者ですが応募は可能ですか。	助成対象の研究機関の正規の常勤職であれば可能です。
任期付きの特任職は応募可能ですか。	常勤職であれば可能です。 助成期間中に任期が切れる場合は、ご相談ください。
ポスドクですが応募は可能ですか。	不可です。ポスドクの方のご応募は受け付けていません。
推薦者は誰にすればよいですか。	所属機関の長（学長、研究科長、学部長、研究所長、センター長など）に推薦を受けてください。
推薦者の印はどのような印ですか。推薦者個人の印でもよいですか。	個人の印は不可です。公印を使用してください。公印がないと受理できません。
同一研究機関から複数の応募は可能ですか。	可能です。 推薦者が同一での複数応募も可能です。 （研究助成、スタートアップ助成、国際交流助成共通）
他財団から助成を受けていますが、研究助成、またはスタートアップ助成に応募できますか。	同一のテーマ、内容では応募できませんが、異なるテーマ、切り口であれば問題ありません。 他機関からの助成に記載漏れがあった場合は、採択できませんのでご注意ください。
助成対象の研究機関を教えてください。	国内の大学、大学共同利用機関、高等専門学校です。
研究助成、またはスタートアップ助成期間終了後の義務はありますか。	あります。助成期間終了の約2カ月後に研究成果報告書、助成金使途実績、発表論文をご提出いただきます。また、助成期間終了年の11月～12月に開催する研究成果報告会への参加が必須です。
申請書の記入欄が狭くて書ききれない場合、枠を広げて書いてもよいですか。	申込書のフォームを大幅に崩すことがなければ、各欄の縦幅は多少調整しても構いません。ただし、記入のない欄の削除はしないでください。
研究助成とスタートアップ助成の両方に同時に応募することは可能ですか。	不可です。重複応募はできません。
過去に研究助成を受けた者ですが、再度研究助成への応募は可能ですか。	可能です。
過去にスタートアップ助成を受けた者ですが、再度スタートアップ助成への応募は可能ですか。	不可です。

過去に研究助成を受けた者ですが、スタートアップ助成への応募は可能ですか。	不可です。
過去にスタートアップ助成を受けた者ですが、研究助成への応募は可能ですか。	可能です。
過去に研究助成を受けた者ですが、国際交流助成への応募は可能ですか。	過去に研究助成を受けられた方は、応募できない期間があります。公募年度の前年度、前々年度の助成者は応募対象外となります。
過去にスタートアップ助成を受けた者ですが、国際交流助成への応募は可能ですか。	過去にスタートアップ助成を受けられた方は、応募できない期間があります。公募年度の前年度、前々年度の助成者は応募対象外となります。
過去に国際交流助成を受けた者ですが、再度国際交流助成への応募は可能ですか。	過去に国際交流助成を受けられた方は、応募できない期間があります。公募年度の前年度、前々年度の助成者は応募対象外となります。
過去に国際シンポジウム助成を受けましたが、同一の国際シンポジウム助成への応募は可能ですか。	可能です。
申請書は両面印刷でもよいですか。	片面印刷をお願いします。
申請書はカラー印刷で提出してもよいですか。	カラーでもモノクロでもどちらでも結構です。
選考結果はどのように通知されますか	応募者のみにメールで通知します。 関係者等への通知が必要な場合は、応募者ご本人からご連絡ください。
助成金について	
受領した助成金を所属機関で管理する場合、間接経費（オーバーヘッド）を徴収されると所属機関より通知がありました。どのようにすればよいですか。	当財団の助成金は研究者に対する直接的な助成であり、所属機関への支援ではないため、間接経費（オーバーヘッド）の免除をお願いしております。間接経費免除願いが必要な方は、事務局までご依頼ください。 (すべての助成共通)
研究助成金、またはスタートアップ助成金はいつから使えますか。	助成決定に伴う諸手続き完了後からご使用になれます。助成金振り込みは4月～5月になります。
国際交流助成金はいつから使えますか。	助成決定に伴う諸手続き完了後、国際会議開催前に助成金振り込みを行います。ただし、手続きに必要な書類の提出が遅れた場合は、会議開催前に振り込みができないこともあります。

<p>国際シンポジウム助成金はいつから使えますか。</p>	<p>助成決定に伴う諸手続き完了後、国際シンポジウム開催前に助成金振り込みを行います。ただし、手続きに必要な書類の提出が遅れた場合は、シンポジウム開催前に振り込みができないこともあります。</p>
<p>研究助成金またはスタートアップ助成金を受領後に、他研究機関へ転任することになりましたが、助成金を移すことは可能ですか。</p>	<p>研究内容が変わらなければ可能です。 ただし、転任先の研究機関が、当財団の助成対象機関（大学、大学共同利用機関または高等専門学校）以外の場合、速やかに事務局までご相談ください。</p>
<p>研究助成金、またはスタートアップ助成金の使途の変更は可能ですか。</p>	<p>一定の範囲で可能です。 軽微な変更の場合は財団事務局に使途変更の連絡をした後、「助成金使途内容」の修正版を提出してください。 大幅な変更が生じる場合は、事前に事務局にご相談ください。</p>
<p>研究助成金、またはスタートアップ助成金を国内、または国外出張に使用することができますか。</p>	<p>採択された研究の遂行、あるいは成果の報告であれば使用可能です。あらかじめ申請書に記載してください。</p>
<p>研究助成金、またはスタートアップ助成金の助成期間内に、予算を完了させることができそうもありません。</p>	<p>事務局までご連絡ください。</p>
<p>その他</p>	
<p>採択後に他機関へ転任する場合はどのようにすればよいですか。</p>	<p>事務局までご連絡ください。</p>